報

目

次

每週火·金曜 日発行

平成 30年 7月10日 (火曜日)

指定しようとする期間

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則(障害者支援課)…………………

山口県身体障害者福祉センター規則をここに公布する。

平成三十年七月十日

Щ

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第六十八号

山口県身体障害者福祉センター規則

第一条 この規則は、身体障害者社会参加支援施設条例(昭和四十八年山口県条例第七 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、山口県身体障害者福祉センター (以下「身体障害者福祉センター」という。) の管理について必要な事項を定めるも

、応募の時期及び方法等についての公告

第二条 登載して行うものとする。 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に

- (応募の手続) 三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 応募者に必要な資格に関する事項 応募の方法及び期間
- 第三条条例第十条第三項の事業計画書には、 次に掲げる事項を記載しなければならな
- 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 身体障害者福祉センターの管理に係る事業計画
- 2 条例第十条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 法人にあっては、登記事項証明書
- 身体障害者福祉センターの管理に係る収支予算書
- において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号

直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、 登載して行うものとする。 次に掲げる事項について、山口県報に

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

指定の期間

(遵守事項)

第五条 身体障害者福祉センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲 ければならない。 げる事項を遵守し、身体障害者福祉センターの設置の目的に沿って、これを利用しな

- 為をしないこと。 身体障害者福祉センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行
- 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- あると認めて定めた事項 前二号に掲げるもののほか、知事が身体障害者福祉センターの管理のため必要が

(その他

第六条 この規則に定めるもののほか、身体障害者福祉センターの管理について必要な 事項は、 別に定める。

附

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年七月十日

Ш

口県聴覚障害者情報センター規則の一

部を改正する規則をここに公布する。

口県知事 村 岡 嗣 政

山

山口県規則第六十九号

山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則

のように改正する。 Ш 口県聴覚障害者情報センター規則 (平成十一年山口県規則第七十一号)の一部を次

第二条を次のように改める

(指定管理者の指定)

第二条 ンター規則(平成三十年山口県規則第六十八号)第二条から第四条までの規定の例に 覚障害者情報センターに係る指定管理者の指定については、山口県身体障害者福祉セ 条例第二十三条第五項において読み替えて準用する条例第十条の規定による聴

第三条及び第四条を削り、 第五条を第三条とし、 第六条を第四条とする。

山

口

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

Ш 口県使用料手数料条例施行規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十日

Ш 口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第七十号

口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 Ш 口県使用料手数料条例施行規則 (昭和六十年山口県規則第十六号) の一部を次のよ

別表第一中六の表及び七の表を削り、

発発 行行 人所 ЩЩ 口口県...

知県

事庁

平成三十年七月十日発行平成三十年七月十日印刷

八の表を六の表とする。

附 則

この規則は、 平成三十一年四月一日から施行する。

山口県立都市公園条例施行規則 0 一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十日

山口県知事 村 岡 嗣

政

山口県規則第七十一号

山口県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 山口県立都市公園条例施行規則 (昭和四十八年山口県規則第二十七号)の一部を次の

第五条を次のように改める。

第五条 別記第二号様式中「(第3糸、第5糸関係)」を「(第3糸関係)」に、 削除

園内行為許可事項変更許可申請書」や「都市公園内行為許可事項変更許可申請書」 専用使用許可事項

「都市公 公園施設

に、 「都市公園内における行為の」や「都市公園内における行為の」以、公園施設の専用使用の」や「都市公園内における行為の」以、 「第3条第1 第7条第1

項の」を「第3条第1項の」に改める。

別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

附 則

この規則は、 平成三十一年四月一日から施行する。